

後藤寺駅前整備基本計画策定会議 会則（案）

（設置）

第 1 条 田川後藤寺駅前における交通結節機能強化や中心市街地に相応しい空間形成及び新たな賑わい創出に向けた方策をまとめた「後藤寺駅前整備基本計画」を策定するため、「後藤寺駅前整備基本計画策定会議」（以下「策定会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第 2 条 策定会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 田川後藤寺駅前の現状における課題に関すること。
- (2) 田川後藤寺駅前整備に対する希望に関すること。
- (3) 田川後藤寺駅前整備後の活用方策に関すること。
- (4) 田川後藤寺駅前の整備案に関すること。
- (5) その他田川後藤寺駅周辺のまちづくりに関すること。

（組織）

第 3 条 策定会議の会員は、次の各号に掲げる基準により選出する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民
- (3) 利用者代表
- (4) 商工団体
- (5) 交通事業者
- (6) 関係行政機関
- (7) アドバイザー

2 会員の任期は、後藤寺駅前整備基本計画の策定が完了するまでとする。

（会長及び副会長）

第 4 条 策定会議に会長及び副会長を各 1 名置く。

- 2 会長及び副会長は、会員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議等）

第 5 条 策定会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会員は、やむを得ない理由により策定会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、策定会議に会員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（後藤寺駅前整備基本コンセプト検討部会）

第 6 条 後藤寺駅前整備基本計画の基本コンセプトについて調査、検討するため、「後藤寺

駅前整備基本コンセプト検討部会」(以下「検討部会」という。)を置く。

- 2 検討部会の会員は、次の各号に掲げる基準により選出する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 地域住民
 - (3) 利用者代表
 - (4) 商工団体
 - (5) アドバイザー
- 3 検討部会の会員の任期は、後藤寺駅前整備基本計画の策定が完了するまでとする。
- 4 検討部会には部会長を置き、部会長は会員の互選により選任する。
- 5 検討部会は、部会長が招集する。

(後藤寺駅前整備交通専門部会)

第7条 後藤寺駅前整備基本計画の整備図案について、専門的に調査、検討するため、「後藤寺駅前整備交通専門部会」(以下「専門部会」という。)を置く。

- 2 専門部会の会員は、次の各号に掲げる基準により選出する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 交通事業者
 - (3) 関係行政機関
 - (4) アドバイザー
- 3 専門部会の会員の任期は、後藤寺駅前整備基本計画の策定が完了するまでとする。
- 4 専門部会には部会長を置き、部会長は会員の互選により選任する。
- 5 専門部会は、部会長が招集する。

(会議の公開等)

第8条 策定会議、検討部会、専門部会及びこれに係る資料は、原則として公開する。ただし、必要があると認められる場合、会長または部会長は、出席会員の過半数の議決を経て、非公開とすることができる。

- 2 策定会議または各部会を傍聴しようとする者は、受付において傍聴人名簿にその住所及び氏名を記載しなければならない。
- 3 次のいずれかに該当する者は、策定会議及び各部会を傍聴することができない。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる者
 - (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
 - (3) その他傍聴をさせることが不相当と認められる者
- 4 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 私語、談話、拍手等をしないこと。
 - (2) 議事に批評を加え、又は賛否を表さないこと。
 - (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (4) その他議事の妨害となる行為をしないこと。
- 5 会長または部会長は、傍聴人が前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき

は、退場を命じることができる。

(庶務)

第9条 策定会議及び各部会の庶務は、田川市建設経済部都市計画課において処理する。

(その他)

第10条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が策定会議に諮り別に定める。

附 則

この会則は、令和2年11月4日から施行する。